

令和4年度 点呼支援機器等導入促進助成事業の概要

令和4年3月
公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

本件は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の普及促進を図ることを目的に、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）を通じ、地方ト協会員事業者（以下「事業者」という）に対して、助成金を交付するものである。

2. 予算総額

100百万円（1,000台分）

なお、予算に達した時点で締め切りとする。

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小事業者(※)を対象とする。

※中小企業基本法に定める中小企業者を指す

〔 ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社
または ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 〕

4. 助成要件

- ・ 助成対象は、国交省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とする。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」（通称「ユニボ」）に関わるシステム機器一式とする。
- ・ 令和3年4月1日以降に導入（サービスの利用を開始）したものを対象とする。
- ・ 助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。
- ・ 本助成制度以外の他の助成制度（国、自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）は助成の対象外とし、各都道府県トラック協会が実施する助成は対象とする。

5. 助成額

- ・対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用（上限10万円）
- ・年度内において、各地方ト協1事業者あたり1台分を上限とする。

6. 申請要領

- ・申請先は所属する地方ト協宛てとする。
- ・申請期間は、令和4年4月1日～令和5年2月28日
（地方ト協宛て必着）とする。
- ・申請に必要な書類は以下の通りとする。
 - ①（様式3）点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書
 - ② サービス利用申込書（写）（表紙のみ、利用規約以降は省略可）
 - ③ 領収証（写）

7. その他

なお、本事業の詳細については「点呼支援機器等導入促進助成金
交付要綱」に基づくものとする。

以 上